

特許：無効審判

特許 印紙 50,000	特許 印紙 10,000	特許 印紙 500
--------------------	--------------------	-----------------

(60,500 円)

審判請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示 特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 2

3 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 特許株式会社

（代表者 特許 太郎）

4 請求人代理人

（識別番号 100XXXXXX）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 弁理士 代理 花子

（識別番号 100XXXXXX）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 弁理士 代理 太郎

連絡先

担当

5 被請求人

住所（居所）

東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号

氏名（名称）

〇〇株式会社

6 請求の趣旨

特許第〇〇〇〇〇〇〇号の特許請求の範囲の請求項1及び2に係る発明についての特許を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

7 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

特許法第29条第2項（特許法第123条第1項第2号）

請求項	本件特許発明	証 拠
1	<p>A. ～サーマルプリンタにおいて、 B. シングルストライクリボンカセット(6) か、マルチストライクリボンカセット(7) か、を識別するリボンカセット識別手段(23)と、 C. サーマルヘッド(4) の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5) とを設け、 D. 該駆動エネルギー制御手段(5) は、前記リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6) の場合には、マルチストライクリボンカセット(7) の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4) を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。 (効果) 印字濃度の均一化</p>	<p>甲第1号証 特開平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報 ・第3頁第〇欄第〇行～第4頁第〇欄第〇行 A. ～サーマルプリンタにおいて、 B'. シングルストライクリボン(12)か、マルチストライクリボン(15)かを識別して、サーマルヘッド(3) の駆動エネルギーを変化させる点 C. ……制御手段(36)と、 D. ……した点。 (効果) 印字濃度の均一化 甲第2号証 実公平〇-〇〇〇〇〇〇号公報 ・第4頁第〇欄第4行～第26行 B. ……カセット識別手段(16)</p>

2	E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項1記載のサーマルプリンタ。	甲第1号証 ・第4頁第○欄第3行～第12行 E. ……駆動電流を制御する、サーマルヘッド(13)の駆動エネルギー制御手段。
理由の要点	<p>(請求項1) 請求項1に係る発明では、カセットを識別しているのに対し、甲第1号証記載の発明ではリボン自体を識別している点で相違するが、カセット自体を識別する点は、同じくサーマルプリンタのサーマルヘッドの技術である甲第2号証に記載されており、甲第2号証記載のものを甲第1号証に適用することは、当業者にとって容易である。</p> <p>(請求項2) 駆動電流を制御しサーマルヘッドの駆動エネルギーを制御することは、甲第1号証に記載されている。</p>	

(2) 手続の経緯

出願 令和〇〇年〇〇月〇〇日
登録 令和〇〇年〇〇月〇〇日
特許公報発行 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号公報)

(3) 特許無効審判請求の根拠

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号の請求項1及び2に係る特許発明(以下、それぞれ、「本件特許発明1」及び「本件特許発明2」という。)は、甲第1号証及び甲第2号証に記載された発明に基いて、出願前に当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものであり、同法第123条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件特許発明を無効にすべき理由

ア 本件特許発明

本件特許発明1及び2は、特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号の願書に添付した特許請求の範囲の当該各請求項に記載されたとおりの、

「(請求項1)

A. 印字を行うためのサーマルヘッド(4)と、印字のためのリボンを収納するリボンカートリッジ(6)(7)と、サーマルヘッドを駆動する駆動手段(3)を備えたサーマルプリンタにおいて、

B. シングルストライクリボンカセット(6)かマルチストライクリボンカセット(7)かを識別するリボンカセット識別手段(23)と、

- C. サーマルヘッド(4)の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5)とを設け、
- D. 該駆動エネルギー制御手段(5)は前期リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6)の場合にはマルチストライクリボンカセット(7)の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4)を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。(請求項2)
- E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項1記載のサーマルプリンタ。」

である。

そして、本件の各発明は、この構成によりシングルストライクリボンカセット又はマルチストライクリボンカセットのいずれを使用しても、印字濃度を均一にするという作用・効果を奏するとされているものである。

イ 引用発明の説明

(ア) 甲第1号証

甲第1号証(特開平〇〇-〇〇〇〇〇号公報、×年×月×日発行)には、以下の記載がある。

「・・・・・・」(第3頁第〇欄第〇行~第4頁第〇欄第〇行)

この記載によれば、甲第1号証には、以下の発明(以下、「甲1発明」という。)が記載されている。

- 「A
- B'
- C
- D
- E」

(イ) 甲第2号証

甲第2号証(実公平〇-〇〇〇〇〇号公報、〇年〇月〇日発行)には、以下の記載がある。

「・・・・・・」(第4頁第〇欄第4行~第26行)

ウ 本件特許発明と証拠に記載された発明との対比

(ア) 本件特許発明1と甲1発明とを対比する。

甲1発明における「〇〇」は、本件特許発明1における「〇〇」に相当し、同様に「〇〇」は「〇〇」に、「〇〇」は「〇〇」に、相当する。また、甲1発明における「〇〇」と、本件特許発明1における「〇〇」とは、「〇〇」の点で共通する。

したがって、両者は、以下の点で一致する。

「A
C
D
E」

そして、以下の点で相違する。

相違点1：「〇〇」について、本件特許発明1は「〇〇」であるが、甲1発明は「〇〇」である点。

そこで、相違点1について検討するに、甲第2号証には、.が記載されており（以下、「甲2記載事項」という。）、甲2記載事項は、サーマルプリンタのリボンカセットの識別に関する技術であり、本件特許発明及び甲1発明と技術分野を同一にし、. . .であるから、甲2記載事項を甲1発明に適用することは、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に推考し得るものである

(イ)本件特許発明2と甲1発明とを対比すると、甲第1号証には、請求項2に記載の「E.」についても記載されていることから、本件特許発明2も、甲1発明に甲2記載事項を適用したものに相当するが、この点はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって容易である点は、本件特許発明1について述べたところと同様である。

(ウ)また、これら本件特許発明1及び2により得られる作用効果も、甲1発明及び甲2記載事項から予測しうる範囲内のものであり、格別な作用効果を奏するものとはいえない。

(5) むすび

以上のとおり、本件特許発明1及び2は、甲1発明、甲2記載事項に基いて、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が特許出願前に容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものであり、同法第123条第1項第2号に該当し、無効とすべきものである。

8 証拠方法

別添証拠説明書に記載のとおり。

9 添付書類の目録

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 甲第1号証写し | 正本1通、副本2通 |
| (2) 甲第2号証写し | 正本1通、副本2通 |

- | | |
|-----------|---------------|
| (3) 審判請求書 | 副本 2 通 |
| (4) 委任状 | 1 通 |
| (5) 証拠説明書 | 正本 1 通、副本 2 通 |

**証拠及び証拠説明書をDVD-Rで提出する場合、「添付書類の目録」は、以下のよう
に記載してください。**

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 甲第1～2号証写し及び証拠説明書 (DVD-R) | 正本 1 枚 |
| (2) 審判請求書 | 副本 2 通 |
| (3) 委任状 | 1 通 |